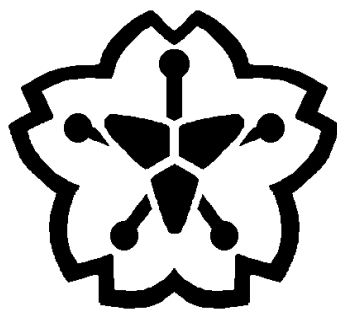




岡崎市消防団
初任者・幹部研修
資料



岡崎市消防本部

(令和7年3月修正)

目 次

1	消防団初任者の火災現場活動マニュアル	1
2	消防団初任者の訓練礼式	9
3	消防団広報活動について	22
4	消防車の緊急走行について	23

消防団初任者の火災現場活動マニュアル

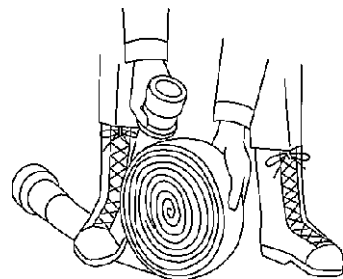
1 ホースの取り扱い

(1) 二重巻ホースの延長

右足先でメス金具の根元を踏み、オス金具を右手で持ち左手はホースに添え、前方の安全を確認後、左足を前方へ踏み込むと同時に、右手でホースを押し出すようにしてホースを転がす。

(注) 右手で持ったオス金具を離さないようにしっかり持って展開すること。

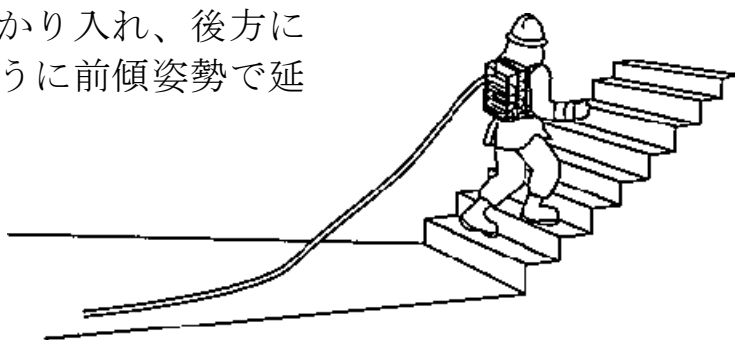
なお、火災現場などでは、二重巻ホースを地面に水平におき、オス金具を持って延長する方法もある。



(2) 背負いホースの延長

背負いバンドに両肩をしっかりと入れ、後方に引っ張られても転倒しないように前傾姿勢で延長する。

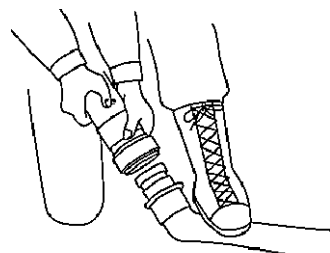
(注) 背負う際には腰に力を入れ、踏張って背負う。安易に背負うと腰を痛めるので注意する。



(3) ホースの結合要領

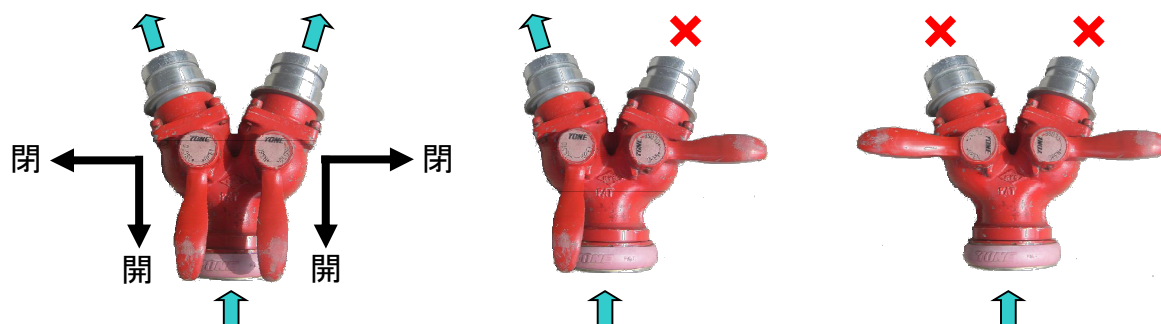
メス金具を両手で持ち、オス金具根元を左足先で押さえ、金具を斜め上向きにし、そのまま押し付け結合する。結合後は、必ずホースを引いて結合の確認を行うこと。

(注) 結合確認をしないと、送水中に結合部が外れ、危険な状態となるので特に注意すること。



2 分岐金具の使用法

分岐金具は1線延長したホースを火点の手前付近で2口に分け、2線の筒先により放水するための器具である。

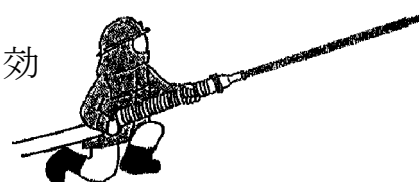


(注) 山林火災では、落差の関係を考慮し、延長ホースの筒先側付近等に分岐金具を取り付けて放水するものとし、一時的に筒先からの放水を中止するときは、ホースが結合されていない分岐金具の口から水を出した後に筒先からの放水を中止すること。特に小型動力ポンプの場合、ポンプ側で放口を閉めると、次に放水する際に背圧の関係からエンジンが停止したり、再度放水することが不能となることがあるので注意すること。

3 筒先ノズルの取り扱い

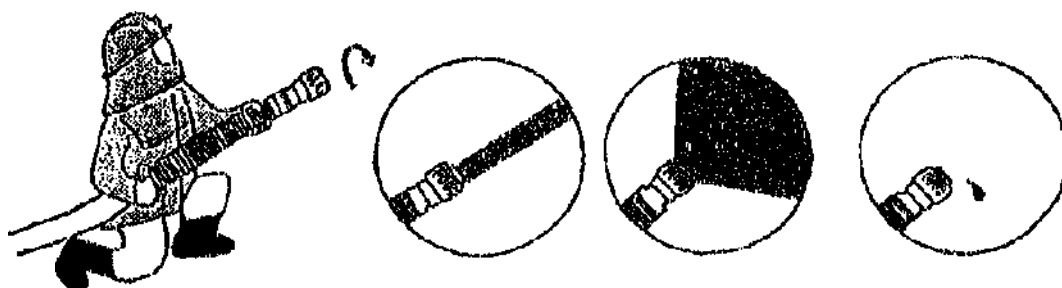
(1) スムーズノズル

直状放水専用のノズルで、長距離の有効放水射程を得ることができる。



(2) 展開式噴霧ノズル

ノズル先端を左右に回すことにより、棒状放水、噴霧放水、放水停止の三段階の処置が可能である。



(注) ノズル操作での急な放水の中止は、ポンプの破損の原因となるため行わず、機関員と連携をとり放水を中止すること。

4 住宅火災での筒先配備位置

木造住宅火災は燃焼が早く、常に隣接建物への延焼拡大の危険があるため、早期にこの面への筒先配備を必要とする。

- (1) 足場の良い、安全な場所を選ぶこと。
- (2) 安全かつ効率の良い活動を行うため、筒先付近で余裕ホースをとること。
- (3) 燃えている場所ではなく、延焼する恐れのある付近へ配備すること。

5 放水要領

(1) 基本的事項

ア 火災が小規模で屋外の開口部から燃焼実体を確認できる状況であれば、開口部から燃焼実体に対し直接注水して一挙に制圧を図る。

イ 火災が延焼拡大し、一部の開口部から火炎が噴出している状況であれば、隣接建物への延焼防止を行うとともに、燃焼実体を確認できれば開口部から燃焼実体へ向け放水を行う。

ウ 火災が各開口部から火炎が噴出しているような最盛期のときは、隣接建物への延焼防止を主眼とした放水を行う。

(注) いずれの場合も、煙などで燃焼実体が目視できない状況でのやみくもな屋内への放水は行わないこと。

(2) 延焼防止要領

大規模に延焼しているときは、燃えている部分への放水ではなく、延焼する恐れのある隣接する建物への放水を最優先すること。



(3) 残火の処理方法

注水の死角になった部分や、水が浸透していない部分に多くの火源が残っている。残火処理はこれらの火源を障害物を除去しながら一つ一つ排除してゆく作業である。必要以上に過剰な破壊や注水をしないように慎重に活動しなければならない。



(注) トタン板の裏の火源を消火しようとする際、とび口を使わず手でトタンを引きはがそうとすると、切傷を負う危険があるため、手で行わないよう注意すること。

また、釘の踏み抜き防止のため、足元にも注意すること。

6 再燃防止

火災が鎮火した後、重要なことは、再燃防止の処置である。

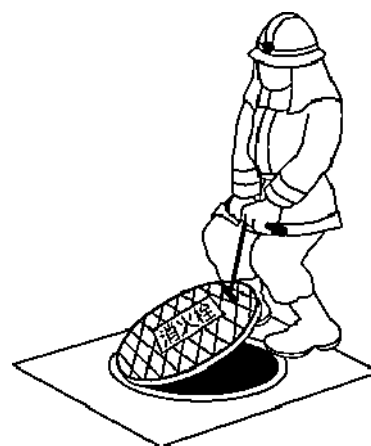
注意しなければならないのは、繊維関係の建物や堆積物の多い倉庫等であり、必要に応じて燃焼物を屋外の安全な場所に搬出することや繰り返しての点検や注水が大切である。

7 消火栓への水利部署要領

(1) 蓋の開け方

消火栓開閉金具を使用し、かぎの部分が消火栓の蓋のかぎ穴に入れ持ち上げた後、そのまま引きずって蓋を移動させる。

(注) 蓋は重量があるので、開ける際に腰を痛めたり、手足を挟んだりすることがないよう注意すること。



(2) 蓋の閉め方

開けた時と同様の要領で蓋を持ち上げ、元の位置に戻す。

(注) 手足を挟まれないように充分注意すること。特に手を挟んだ場合、切断の危険があるため、必ず消火栓開閉金具を使用すること。

(3) 消火栓に吸管を取り付ける方法

ア 消火栓の柵に落ちないように放口キャップを外し、その後、消火栓開閉金具の先端部をスピンドル弁に合わせて垂直に立てる。

イ 両手で消火栓開閉金具の取っ手部分を握り、ゆっくりと左に回し開弁して、必ず放口内の砂や泥が排出したのを確認後、一度弁を閉める。

ウ 吸管の蛇籠（ストレーナー）を取り外し、消火栓用媒介金具を取り付け、吸管を延長し、消火栓の放口に結合し開弁する。

なお、駐車車両等により、消防車が消火栓に接近できない場合等で吸管が消火栓に届かない場合は、ホースのメス金具を消火栓の放口に取り付け、消火栓を開弁することで送水することが可能となる。

8 防火水そうへの水利部署要領

(1) 蓋の開け方（有蓋式防火水そう）

消火栓開閉金具で蓋の四方を数回たたいた後、二人で取っ手を持ち蓋を持ち上げ移動させる。

取っ手の無い場合は、消火栓と同様の要領で、蓋を開放する。

(注) 蓋の開放は、吸管が投入できる程度とし、落下の危険を避けること。

(2) 蓋の閉め方

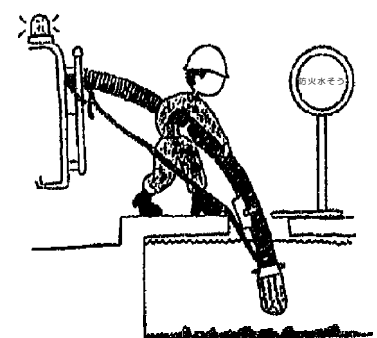
二人で取っ手を持って、蓋を持ち上げ移動させ閉める。

取っ手の無い場合は、消火栓と同様の要領で、蓋を閉める。

(3) 吸管の投入

ア 蛇籠の付いた吸管を転がして伸長した後、防火水そうの蓋を吸管が投入できる程度に開放し、控え綱をほどき、吸管の先端部分を両手で持ち防火水そうへ投入する。

イ 控え綱を付近の支持物又は消防車等に結着後、吸水操作を行う。

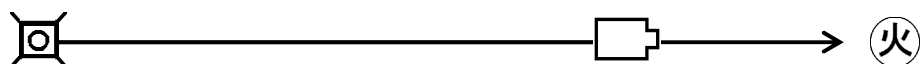


(注) 泥等を吸わないように、蛇籠部分が防火水そうの底から15cm程度浮くように控え綱をたるませないように結着すること。
 ウ れき断防止措置のため、吸管投入口の角など吸管が屈曲し集中荷重を受けるところには、吸管の下方から枕木を当てバンドで固定する。

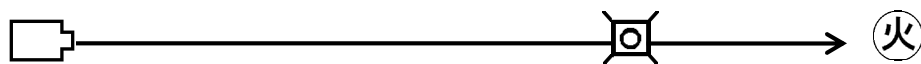
9 中継送水要領

(1) 中継の種類

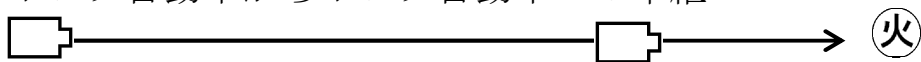
ア 小型動力ポンプからポンプ自動車への中継



イ ポンプ自動車から小型動力ポンプへの中継



ウ ポンプ自動車からポンプ自動車への中継



(2) 中継送水の場合の注意事項

ア 中継する場合、吸管に中継すると吸管が破損する恐れがあるため、中継口を使用すること。

イ 安全中継媒介金具が配備されている場合は、付積載車は中継口に、小型動力ポンプは吸口に結合し使用すること。

ウ 中継する場合の距離は、概ねホース7～8本以上が適切であり、必要以上にポンプ車等を間に入れることは適切ではない。

エ 中継を受ける機関員は、あらかじめ放口を開き、送水が到着後に圧力計(0.2Mpa～0.4Mpa)を確認し、エンジンを始動する。

オ 放水圧力は、原則、0.2～0.4Mpaを維持する。

カ ポンプ内部の破損防止のため、中継送水、放水及び止水などの急な放口操作及び筒先操作は行わないこと。

キ 放水停止については、先ポンプ側から順に圧力を下げること。

10 伝令の要領

- (1) 伝達には「放水始め」「放水止め」「一時放水止め」「圧力を上げよ」「圧力を下げよ」などがある。
- (2) 無線交信する場合は、自局を名乗り相手局を呼出してから用件を伝達する。

ア 消防無線を利用しての伝令要領

例 自局 「岡崎〇〇（団名） 2 1 から岡崎〇〇 2 1」
基地局 「こちら岡崎〇〇 2 1、どうぞ」
自局 「放水始め、放水始め、どうぞ」
基地局 「放水始め、了解、どうぞ」
自局 「以上岡崎〇〇 2 1」

イ 消防本部との交信要領

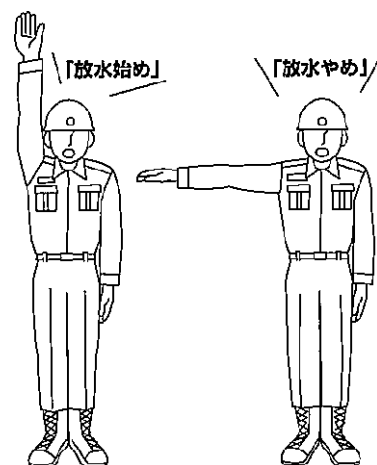
例 自局 「岡崎〇〇（団名） 2 1 から、おかこう指令」
基地局 「おかこう指令です、どうぞ」
自局 「〇〇町火災出動」「現着」「帰団閉局」
基地局 「おかこう指令了解」
自局 「以上岡崎〇〇 2 1」

- (3) 口頭による伝達の方法

ア 放水始めの伝達は、確実に機関員にわかるよう右手を頭上に上げ、「放水始め」と伝達する。

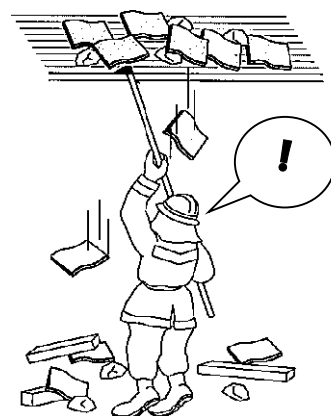
イ 放水止めの伝達は右手を横に水平に上げ「放水止め」と伝達する。

（注） 伝達は、機関員が確認するまで行うこと。



11 とび口の使用法

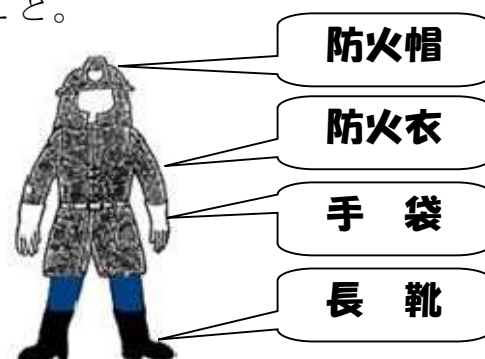
- (1) 火点建物の状況により、引っ掛け、はがし、小破壊等に使用する。
- (2) 引き作業が主となるため、周囲の安全を確認するとともに、特に後方部分は危険があるので、他の隊員がいないことをよく確認して作業すること。
- (3) 活動は、不安定な姿勢で行わないこと。



- (4) 活動時は落下物等の危険を伴うので、防火衣、防火防、長靴、手袋等を完全に装着して行うこと。
- (5) 高所での作業時は、直下の安全をよく確認した後、活動すること。
- (6) 小規模火災のときは、天井、壁等、必要最低限の小破壊とすること。

12 火災現場での留意事項

- (1) 事故に合わない、事故を起こさない。
- (2) 燃焼に伴う熱や煙に充分注意する。
- (3) 要救助者を危険にさらさないため、また水損防止のためにも、やみくもな放水は行わず、燃焼実体への直接放水又は延焼防止など、必ず明確な目的をもった放水を行うこと。
- (4) 屋根瓦、柱等の落下物及び建物の倒壊には充分注意する。
- (5) 消火活動を行う際は、必ず防火衣、防火帽、長靴、手袋を装着すること。



13 消火栓の点検方法

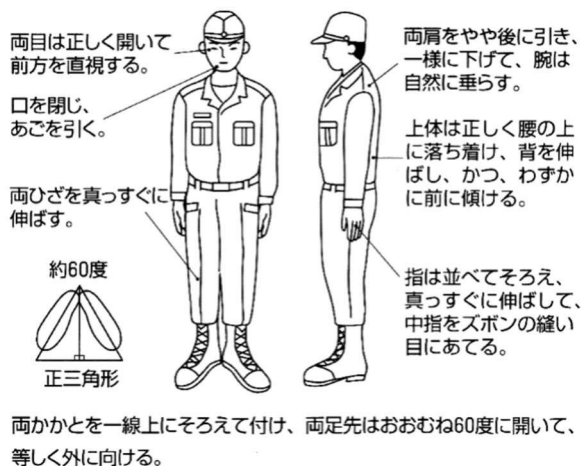
- (1) 安全な位置に消防団車両を停車させる。
- (2) 点検者以外に誘導員を配置する。
- (3) 消火栓開閉金具を使用し、かぎの部分消火栓の蓋に入れ持ち上げ、そのまま引きずって蓋を移動させる。(注) 蓋は重量があるので、開ける際に腰を痛めたり、手足を挟んだりすることがないように注意する。
- (4) 枡内にゴミ、砂及び水がないか確認する。
- (5) 消火栓の放口金具の作動状況を確認する。
- (6) スピンドル弁に消火栓開閉金具の先端部分が垂直に立つか確認する。(注) 市民生活へ影響を及ぼすため、スピンドル弁は開放しない。
- (7) 放口キャップがあるものは、放口にかぶせる。
- (8) 枡内の点検終了後は、開けた蓋を同様の要領で蓋を持ち上げ、元の位置に戻す。

消防団初任者の訓練礼式

基本の姿勢

基本の姿勢は、訓練及び礼式における隊員の動作の基本となる姿勢であると同時に、隊員の日常動作においても基礎となるものである。この姿勢は、単に形態だけのものではなく、真に基本の姿勢としての精神が内に充実した厳格かつ、完全なものであり、また行儀正しいものであるとともに、いついかなる命令にも直ちに応じられる心構えができていなければならない。

基本の姿勢



不動の姿勢の矯正



整列休めの姿勢

休めの姿勢には、「整列一休み」の姿勢と単なる「休み」の姿勢の2種類がある。

「整列一休み」の姿勢は、儀式等が始まる前の「基本姿勢」に準じた心構えでの休めの姿勢である。「休み」の姿勢は、一時的に緊張を緩和する際に用いられる姿勢である。

両手を後ろに回し、バンドの中央で重ねて組む。

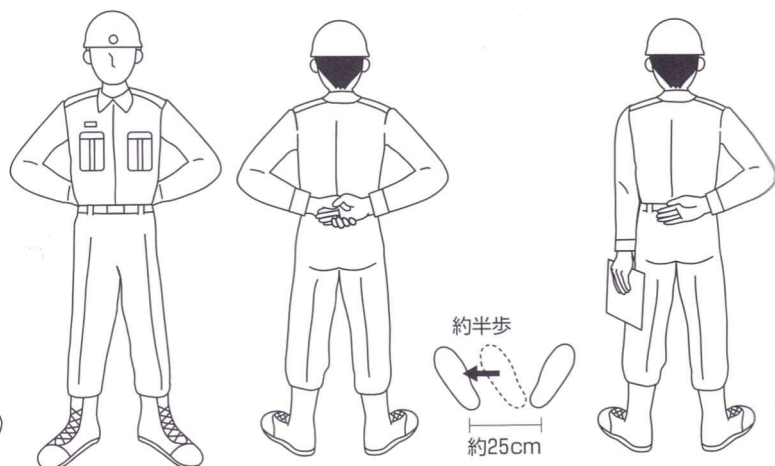
左足をおおむね25cm横に開く。

休めの姿勢又は整列休めの姿勢から基本の姿勢への移行は「**気をつけ**」の号令による。

整列休めの姿勢

号令は「**整列一休み**」。

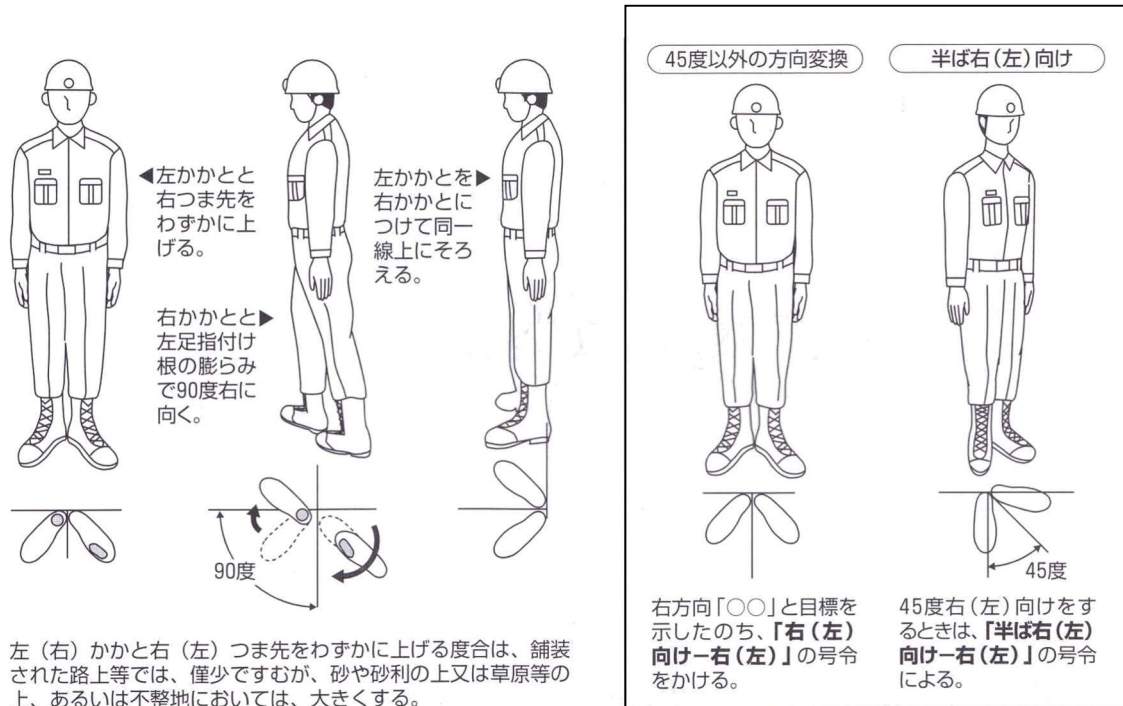
手のひらは横に向けて開き、左手の親指と四指で右手の四指を軽く握る。バンドの中央に重ねた位置とする。



右(左)向け動作

右(左)向けの動作は、「**右(左)向け—右(左)**」の号令による。

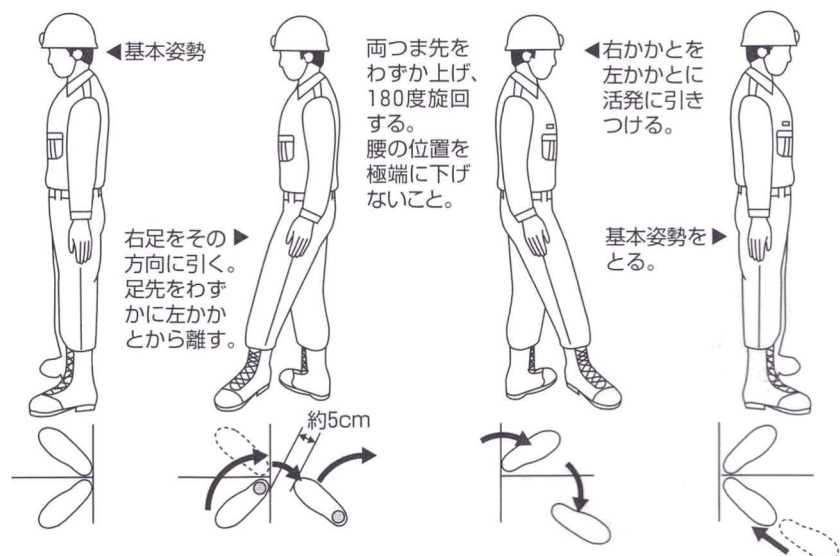
旧正面から新正面に向きを変えるときは角度は正確にとるようにしなければならない。旋回するときは、左(右)足の親指付け根の膨らみと右かかとを軸とし、ひざを伸ばして右(左)へ90度まわったのち、左(右)を活発に右(左)足に引きつけ、かかとを同一線上にそろえる。



後向き動作

後ろ向き動作は、「**まわれ—右**」の号令による。

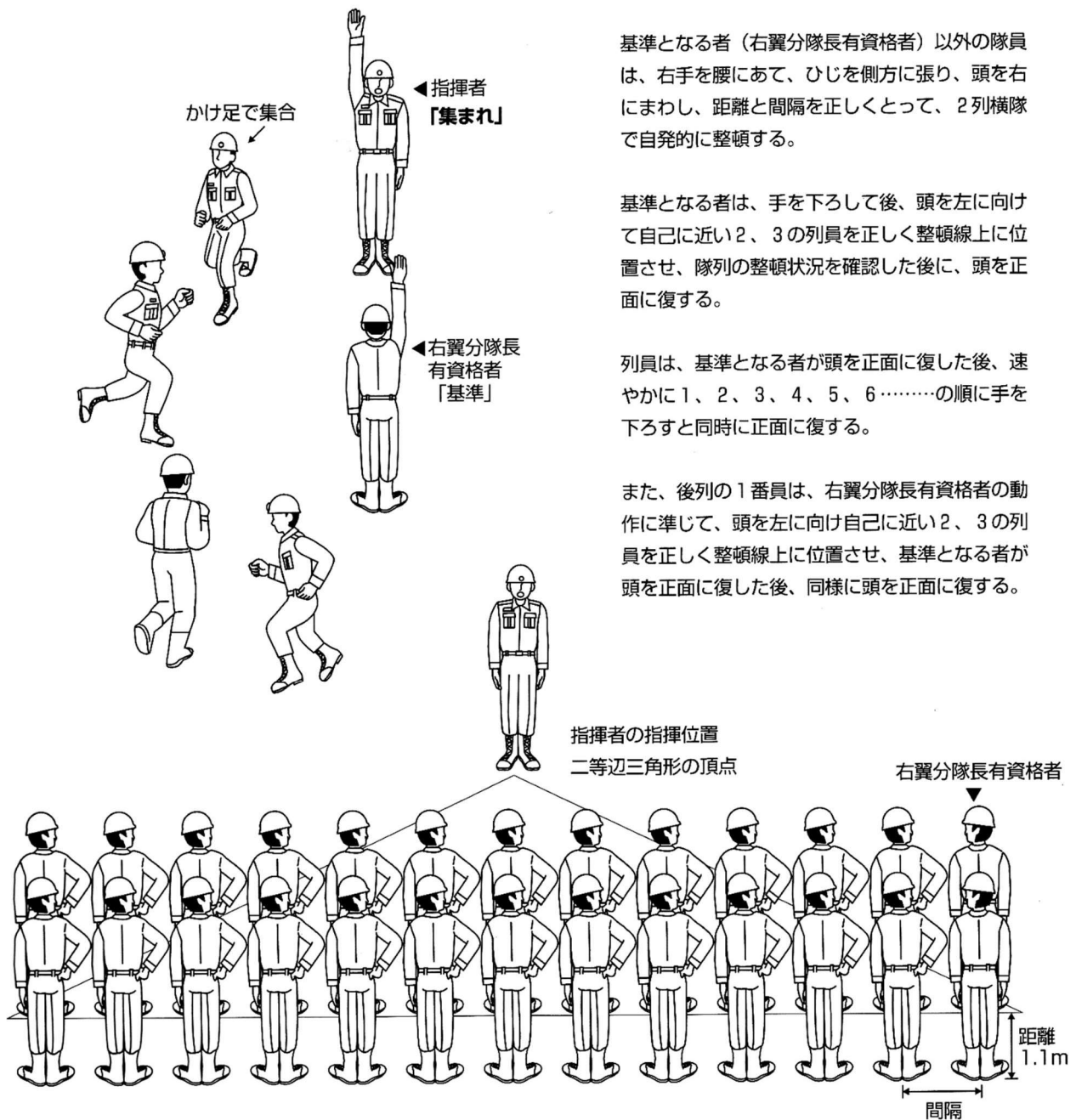
この動作は、180度旋回して全く背面に向きを変えるものである。旋回の角度は正確を期すこと。動作終了後速やかに基本の姿勢をとること。



小隊編成未了時の集合要領

指揮者は基本の姿勢をとり、右手を垂直に挙げ、手のひらを前方に向けて「集まれ」の号令をする。

右翼分隊長の資格を有する者（階級の上級者又は同階級の場合は、年功者を指す。）がかけ足で指揮者との距離 5 mを保ち正対し、「基準」と呼称しながら、指揮者と同様に右手を挙げる。手は列員がおおむね 3 分の 1 程度が集合線に入った時機に下ろす。

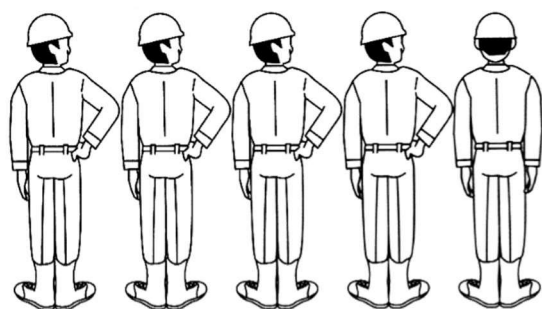


横隊の整頓

横隊のその場での整頓は、「右(左)へーならえ」の号令による。右翼分隊長有資格者及び後列の一番員は、頭を左に向け、その他の列員は、右手を腰にあて、ひじを側方に張り、頭を右(左)にまわして整頓する。

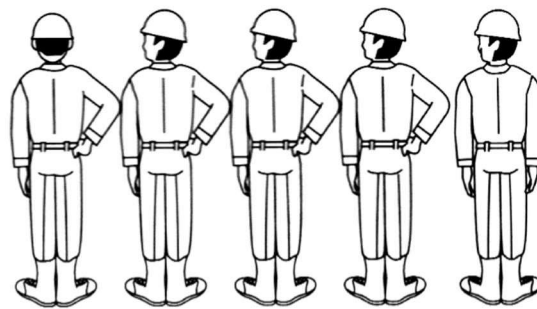
後列員は、まず正しく前方の列員に重なって、1.1mの距離をとった後、頭を右(左)にまわして整頓する。

「直れ」の号令で右手を下ろすと同時に頭を正面に復する。



「右へーならえ」

右手を腰にあて、ひじを側方に張り、頭を右にまわす。

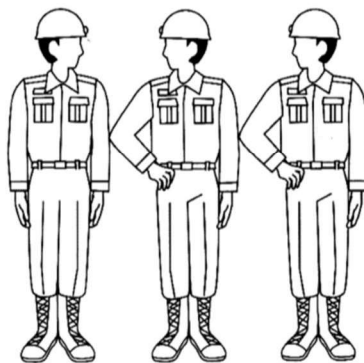


「左へーならえ」

右手を腰にあて、ひじを側方に張り、頭を左にまわす。

① 右へーならえの姿勢

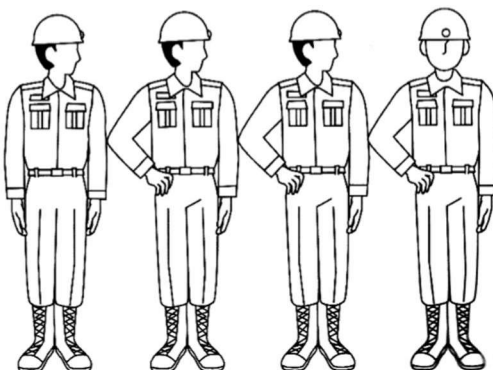
右手を腰に上げ、頭を右に向けて整頓する。



整頓は、各列員の体格の相違から、襟部を基準にする。指揮者は、列員の両かかとを整頓線上にそろえるようにする。

② 左へーならえの姿勢

右手を腰に上げ、頭を左に向けて整頓する。

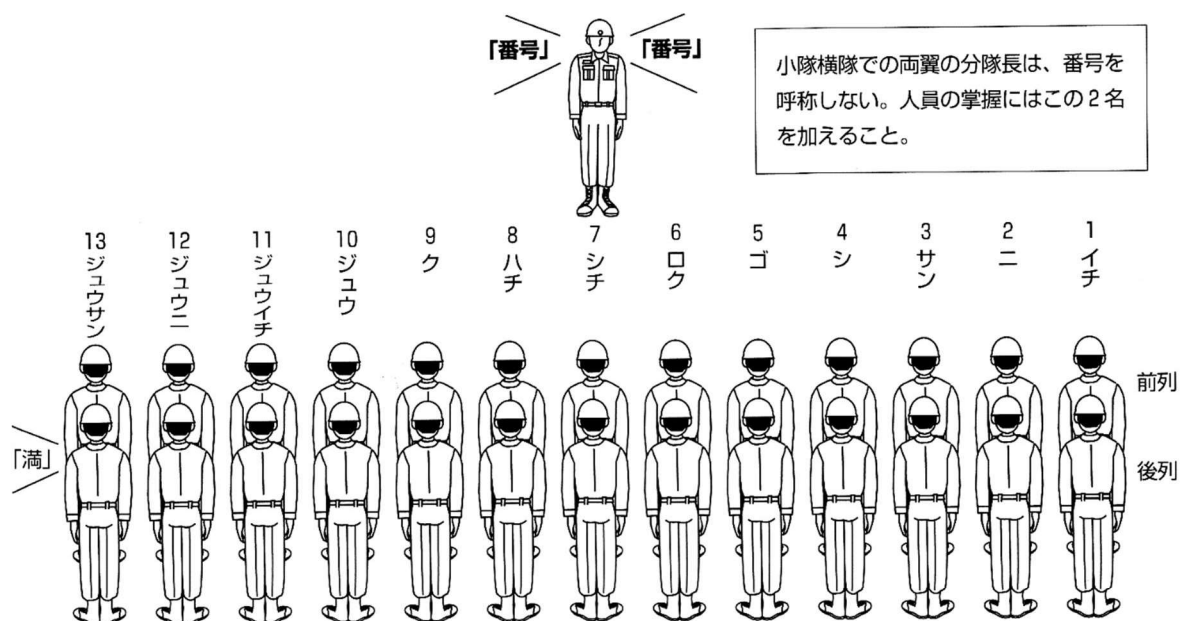


人員の掌握

指揮者は隊員の集合が完了した時点で、番号を呼称させ隊員の確認を行う。

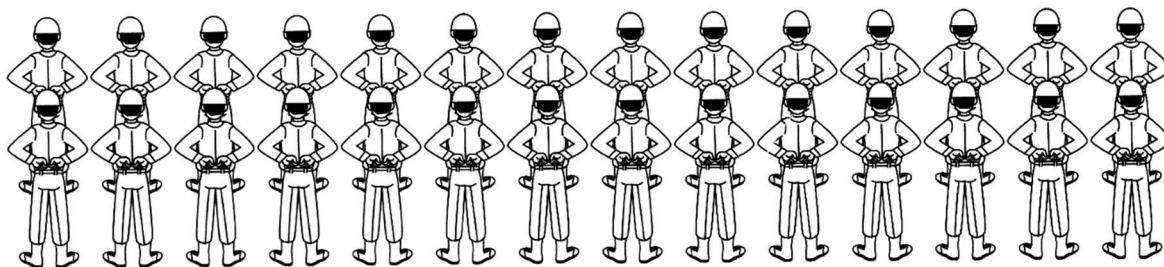
横隊においては、前列の右翼から左へ順次、自己の番号を活発に短く発声する。

後列の左翼列員は、必ず欠又は満と呼称する。前後の列員が重なっている場合は満と呼称し、欠けている場合は欠と呼称する。



整列休めの姿勢

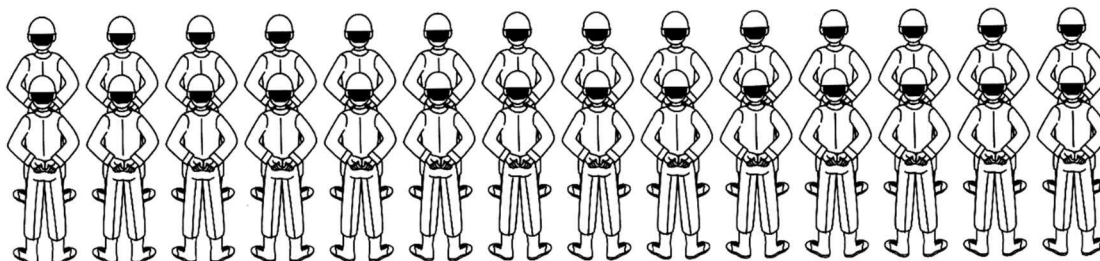
人員の掌握が完了したなら、整列休み又は休めの姿勢をとらせる。



休めの姿勢

休めの姿勢では、隣の者と話をしたり、動いたりしてはならない。

命令、訓示、説明又は指示等の場合は、休めの姿勢をとった後、訓示者等に注目しなければならない。



敬礼の種類

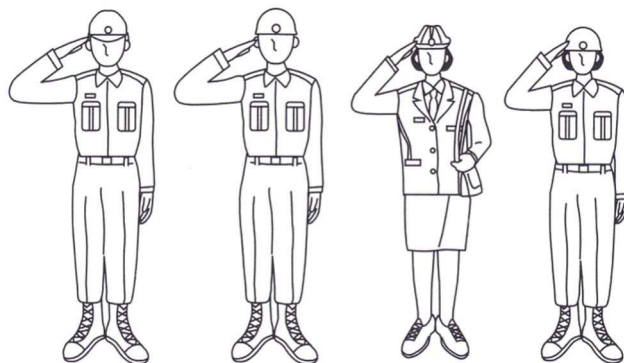
消防における敬礼の種類は、各個の敬礼、部隊の敬礼及び旗の敬礼とがある。

- 各個の敬礼は、隊員各自が行う敬礼である。
- 部隊の敬礼は、部隊編成したときに行う敬礼の総称である。
- 旗の敬礼は、儀式等において消防機関の礼として、旗を持って敬礼をするのを礼としたものである。

敬礼動作

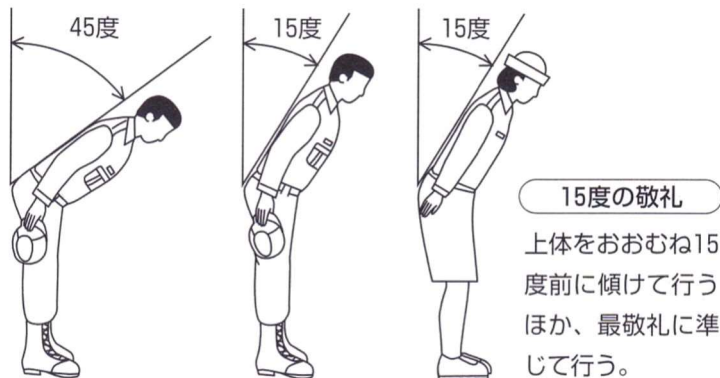
拳手注目の敬礼

受礼者に向かって姿勢を正し、右手を挙げ、指を接して伸ばし、人差し指と中指とを帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し外方に向け、ひじを肩の方向にほぼその高さに上げ受礼者に注目して行う。



最敬礼

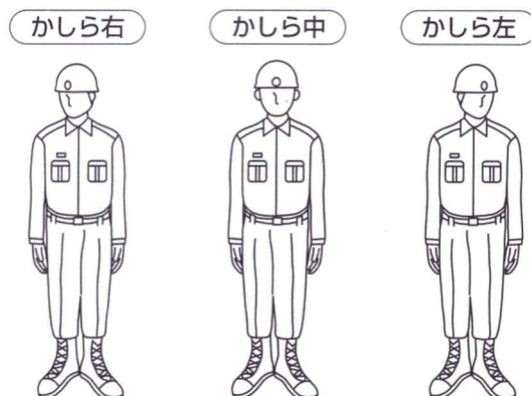
受礼者に向かって、姿勢を正し、注目した後、上体をおおむね 45 度前に傾け、頭を正しく保って行う。ただし、帽子を持っているときは、右手に前ひさしを摘まみ、内部をももに向けて垂直に下げ、左手はももにつけて垂れる。



かしら右(中、左)及び注目の敬礼

指揮者は上体を受礼者に向け、拳手注目の敬礼を行い、隊員は注目して行う。ただし頭（受礼者に向ける顔の角度）を向ける角度は、おおむね 45 度までを限度とする。

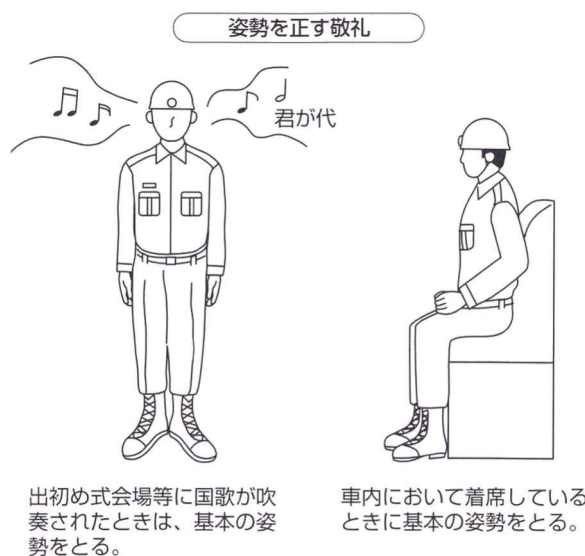
受礼者や国旗当が移動する場合は、これに対し目迎目送（顔を向ける。）をする。



姿勢を正す敬礼

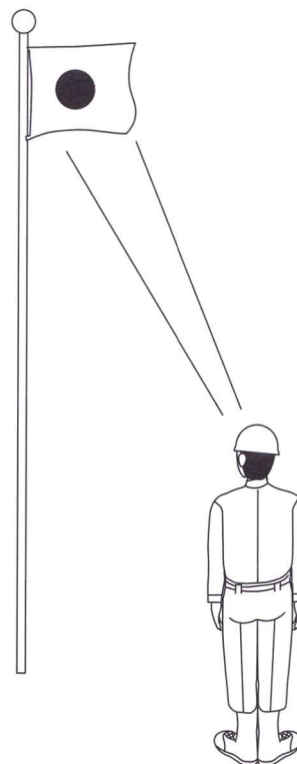
国歌が吹奏されたようなときに、基本の姿勢をとり敬礼にかえるものである。

分列行進等の場合では、車両又は船艇の乗車員は、着席したまま上体を正し、注目して基本の姿勢にかえることができる。



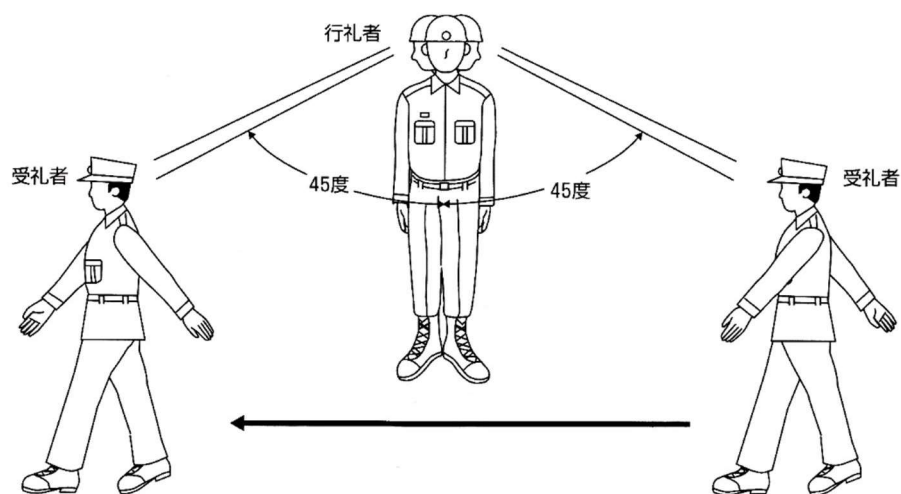
注目の敬礼

国旗が掲揚されたときは、基本の姿勢をとり注目の敬礼を行う。



目迎目送の要領

敬礼の開始は「かしら—右(左)」又は「かしら中」で行う。「直れ」で復する。
受礼者若しくは国旗等が移動するときは、これに対して目迎目送をする。



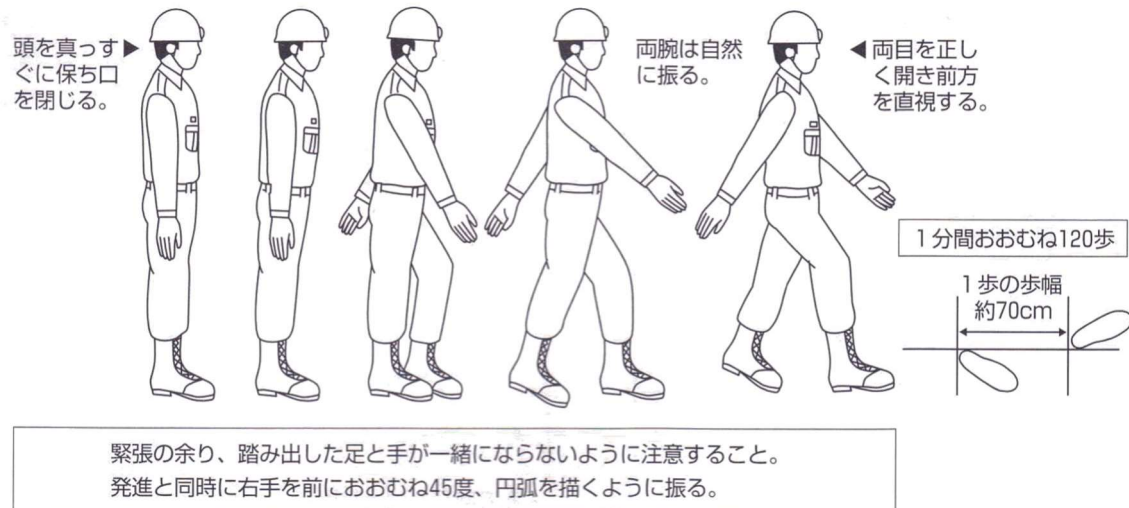
速足行進の要領

隊員は、「前へ」の予令で重心をわずかに前に移す。動令がかかったら、すぐに行進動作に移れる状態にし、「進め」の動令で左足から前進するものである。

歩行は、元気よく節度をつけて、基準の1分間おおむね120歩、1歩の歩幅おおむね70cmで行う。

左ももを少し上げ、左足から踏み出す。

上体は腰に正しく保ったまま、重心も移動し、左足を踏みつけると同時に、右足を地面から離して前に踏み出す。

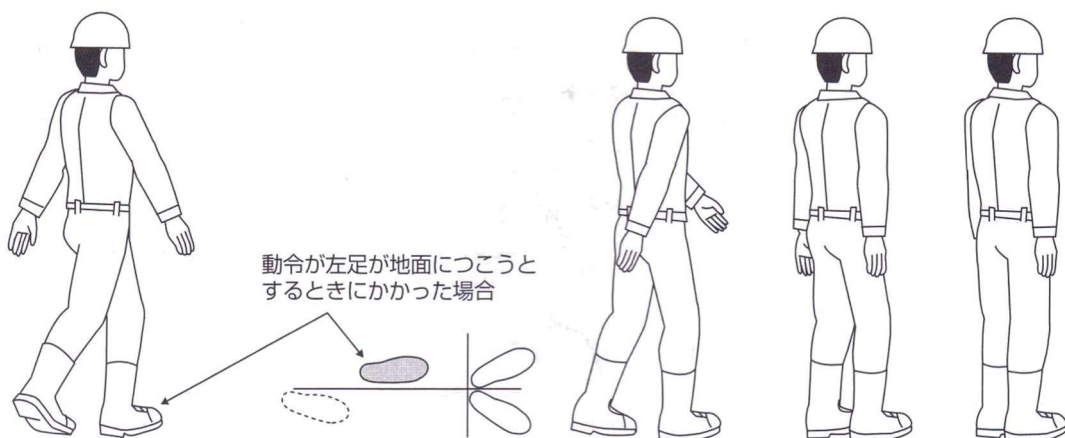


速足行進の停止要領

隊員は、「速足一止まれ」の号令で停止する。動令が左足が地面につこうとするときにかかった場合は、後になっている足を1歩前に踏み出し、次の足を引きつけて止まる。

この場合ことさら、あと足を上げて引きつけることなく、地面に近いところを、迅速に節度をつけて元気よく引きつける。

足を引きつけたときに重心の移動で、上体を動揺させないこと。



足の踏み変えの要領

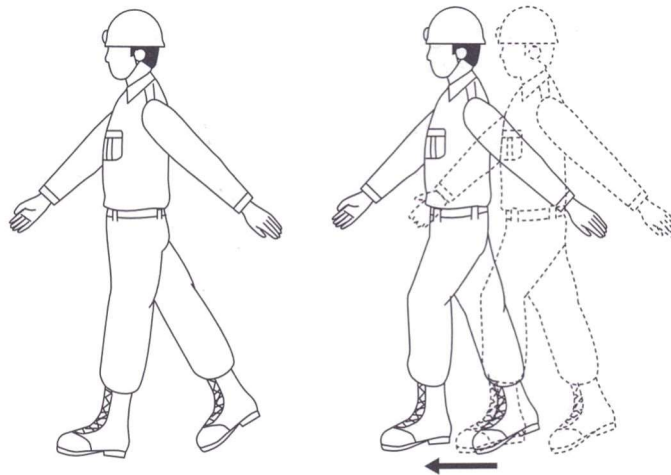
足の踏み変えは、「足を変え」の号令による。

速足行進中の足の踏み変えは、送り足の要領で右（左）足を1歩踏み出し、右（左）足のかかとの近くに左（右）足先をつけると同時に右（左）足で踏み出して行進を続行する。

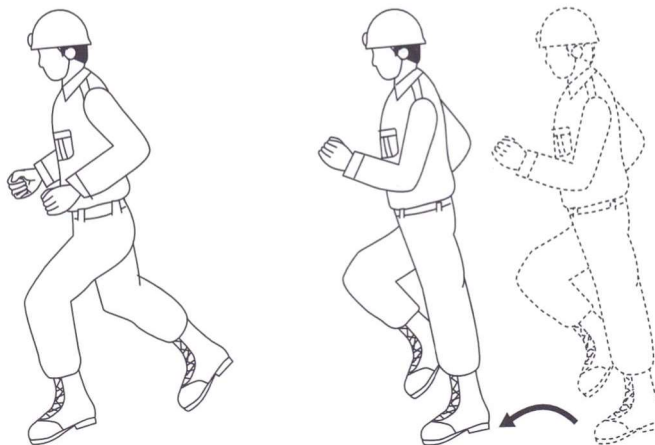
かけ足行進中の足の踏み変えは、左（右）足は上げたまま右（左）足で1回跳躍して、地面についた左（右）足からかけ足行進する。

停止間の足踏みの踏み変え要領は、上がっている方の足を連続2回踏みつけて行う。

速足行進中の足の踏み変え



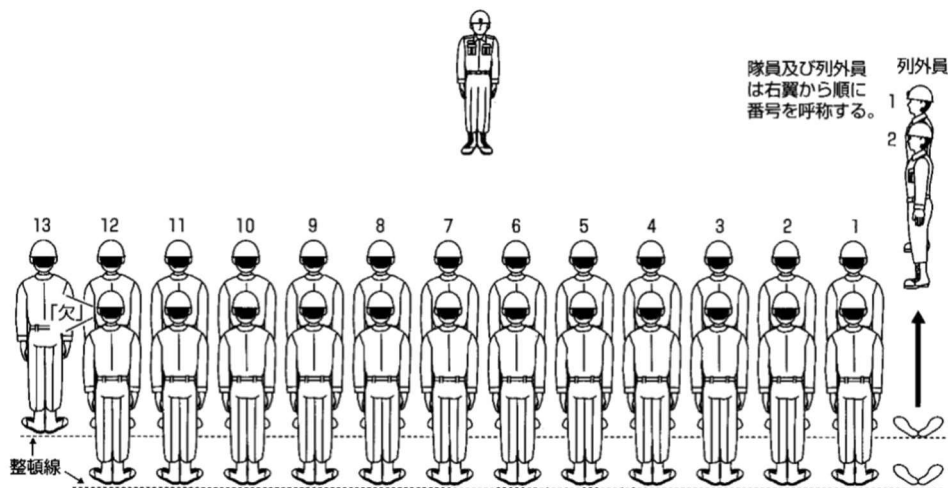
かけ足行進中の足の踏み変え



小隊の編成要領

指揮者は、小隊の編成未了のときと同じ集合要領で、2列横隊に集合する。

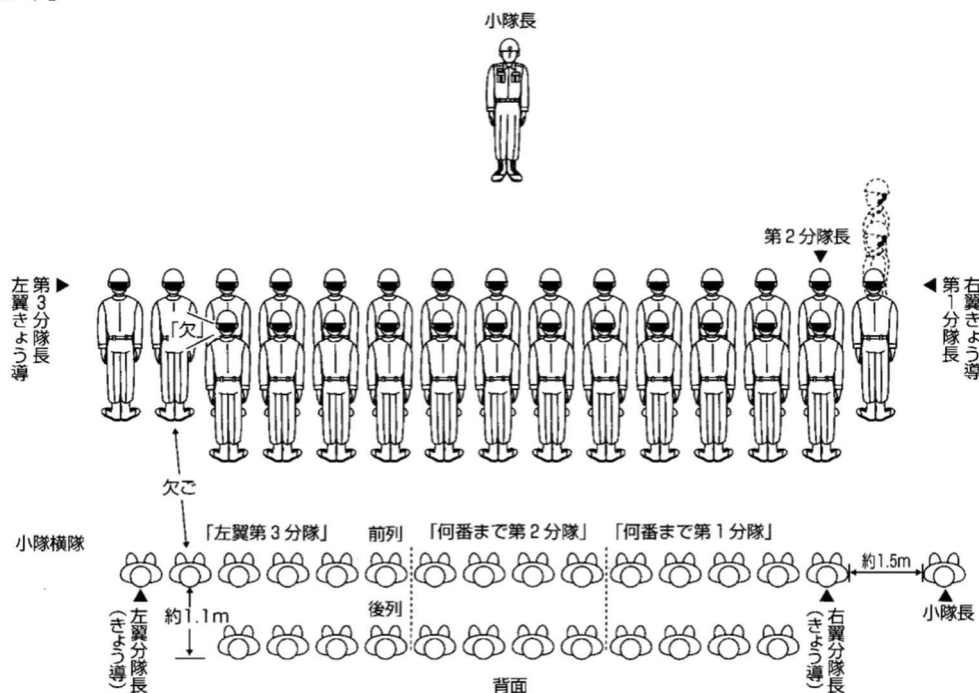
隊員は、間隔（左右隊員との隔たり）と距離（前後の隔たり）を正しくとって自発的に整頓する。次いで、指揮者は以下の号令をかけ小隊の編成を行う。



- 1 「最右翼前後列員 5歩前へー進め」
- 2 「左向けー左」（列外者に向かって）※ 列外者は自発的整頓
- 3 「番号」（列外者・隊員共に呼称）
- 4 「第1分隊長は、列外者1番」
「第2分隊長は、前列1番」 ※ 誰々の氏名称は省略する。
「第3分隊長は、列外者2番」
- 5 「○番まで第1分隊、○番まで第2分隊、左翼第3分隊、」
- 6 「分隊長 位置につけ」

（列外者は左向けをして、②番は後列の後ろを通過して左翼きょう導の位置へ、①番は後ろ向きに停止後、まわれ右をして右翼きょう導の位置へ、それぞれかけ足でつく。）

- 7 「番号」



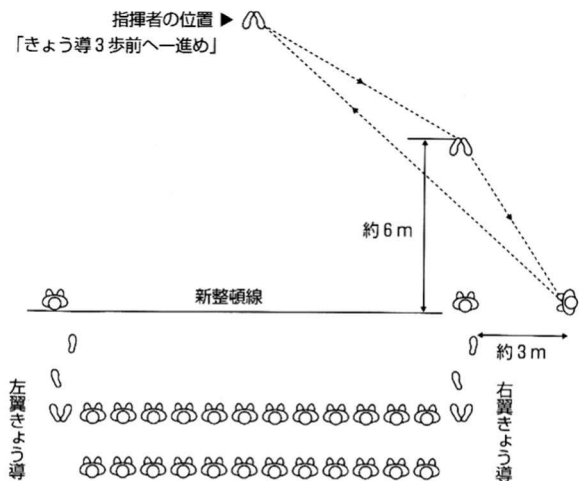
通常点検の要領

小隊の編成完了から通常点検へ移行

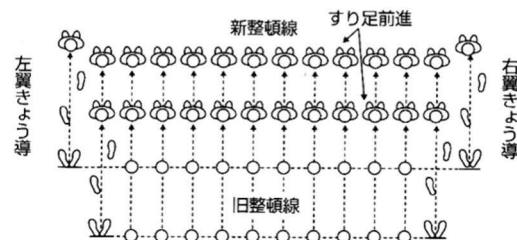
指揮者は、以下の要領で通常点検を実施する。

指揮者要領

- 1 「番号」
- 2 「きょう導3歩前へー進め」
※ 各きょう導を修正
- 3 「右へーならえ」
- 4 「左翼きょう導正規の間隔をとれ」
- 5 「直れ」
- 6 「前列4歩前へー進め」
※ 小隊の修正



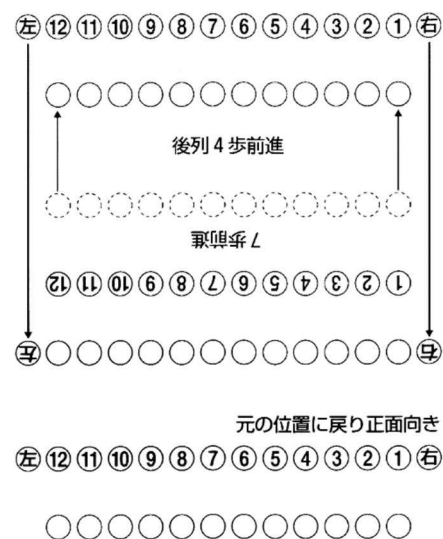
左翼きょう導は、そのままの姿勢で、指揮者の「左翼きょう導…前（あと）」の指示号令により、すり足で前後に移動し「よし」の指示号令で停止する。



両翼きょう導が頭を右又は左にまわす時機は、指揮者の動令と同時に、左翼きょう導は、頭を右にまわすと同時に右手を腰に上げ（右翼きょう導は必要はない。）それぞれ整頓線につく列員を迎え入れ、速やかに小隊の整頓を完了する。

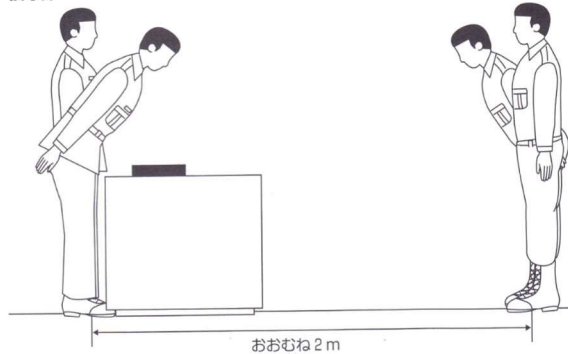
点検準備完了

- 7 「後列4歩前へー進め」
- 8 「まわれー右」
- 9 「7歩前へー進め」
- 10 「まわれー右」
※ きょう導前にでる
※ 自主整頓

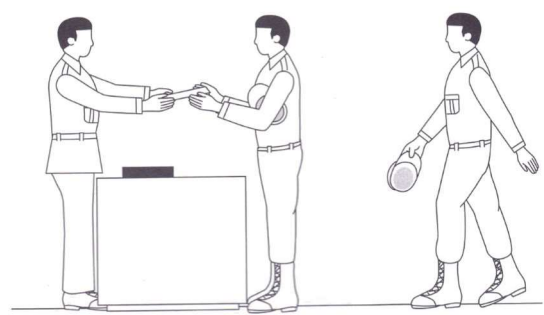


室内で辞令・賞状等の受領

授与者

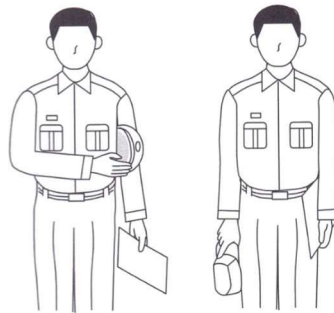


原則として、入室後、直ちに敬礼を行うことなく、上司の席から、おおむね 2 m を隔てた位置で敬礼を行う。



受領しやすい位置に帽子を右手に持ったまま、おおむね 1 m 前進する。授与者から辞令や賞状等を授与する瞬間に帽子を左わきに挟む。
受領するときは右手で行い、同時に左手を添えて辞令等を受け取る。

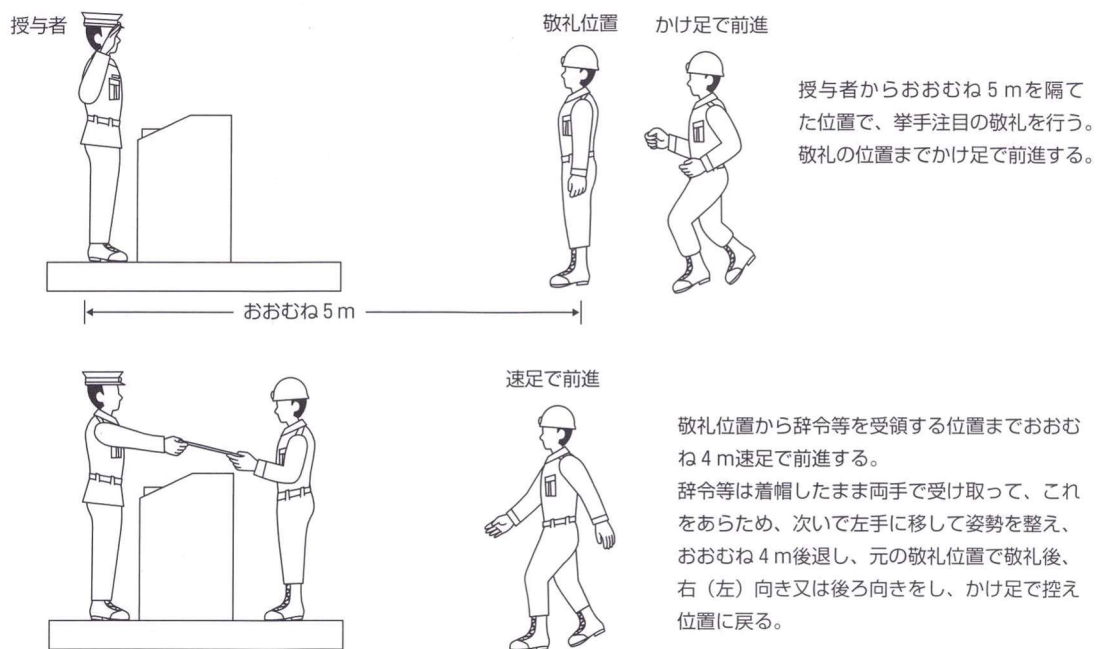
受領物品を左手に移し、次いで帽子を右手に移して姿勢を整え、右足から後退して敬礼位置に戻って敬礼をし、右（左）向き又は後ろ向きをしつつ退室する。



複数受領

- 1 授与者登壇で、指揮者は「敬礼」と号令する。
- 2 授与者の答礼後、指揮者は「直れ」「整列休め」と号令する。
- 3 受領者は、名前を呼ばれたら「はい」と返事をし、授与者の前 2 m に横隊で整列する。
- 4 最終受領者が横隊に整列した時点で「以上」と典礼される。
- 5 最右翼者は、授与者に対して「敬礼」と号令をかける。
※ 他の受領者は、最右翼者の号令に合わせ、室内の敬礼を行う。
- 6 授与者の敬礼後、最右翼者は、「直れ」と号令をかける。
- 7 一人ひとり読み上げられるので、上記の単独の受領要領に準じ受領する。
- 8 最後の受領者が列に戻ると、「以上」と典礼される。
- 9 指揮者は、「敬礼」と号令をかける。
※ 全員、指揮者の号令に合わせ、室内の敬礼をする。
- 10 授与者の答礼後、指揮者は、「直れ」と号令をかける。
- 11 最右翼者は、1 歩前に出て（受賞者全員の方を向く）「わかれ」と号令する。
※ 受領者は、最右翼者に向きを変え（半ば右向け右）敬礼をし、最右翼者の答礼後、それぞれの控え位置に戻る。

室外で辞令・賞状等の受領



複数受領

- 授与者登壇で、指揮者は「かしら一中」と号令する。
- 授与者の答礼後、指揮者は「直れ」「整列休め」と号令する。
- 受領者は、名前を呼ばれたら「はい」と返事をし、授与者の前 5 m に横隊で整列する。
- 最終受領者が横隊に整列した時点で「以上」と典礼される。
- 最右翼者は、授与者に対して「敬礼」と号令をかける。
※ 他の受領者は、最右翼者の号令に合わせ挙手注目 of 敬礼。
- 授与者の答礼後、最右翼者は、「直れ」と号令をかける。
- 一人ひとり読み上げられるので、上記の単独の受領要領に準じ受領する。
- 最後の受領者が戻ると、「以上」と典礼される。
- 指揮者は、「かしら一中」と号令をかける。
※ 全員、指揮者の号令に合わせる。（受領者は挙手注目 of 敬礼）
- 授与者の答礼後、指揮者は、「直れ」と号令をかける。
- 最右翼者は、1 歩前に出て（受領者全員の方を向く）「わかれ」と号令する。
※ 受領者は、最右翼者に向きを変え（半ば右向け右）挙手注目 of 敬礼をし、最右翼者の答礼後、それぞれの控え位置に戻る。

教養用教材(動画)

「停止間の動作」及び「敬礼動作」についての動画（総務省消防庁が作成）を、以下の QR コードから視聴することが出来ますので、参考として下さい。

「停止間の動作」→



「敬礼動作」→



消防団広報活動について

命令調避難呼びかけが有効

東日本大震災時の事例

茨城県大洗町
宮城県女川町・石巻市



「避難命令！
避難せよ！」

「逃げろ～！高台に
逃げろ～！」

東日本大震災時の避難呼びかけの工夫

- ◎ 場所の名称を具体的に取り入れた（具体性）
- ◎ 避難呼びかけに災害の現状にも言及
- ◎ 命令調の簡潔な避難呼びかけの繰り返し
- ◎ サイレンの多用

普段と違う
ただ事ではない
危機感を感じる

有効な広報文例



「〇〇町〇〇地
内で〇〇川の堤
防に亀裂が確認
されました。〇〇
町にお住いの方
は、ただちに避難
してください。」

《命令調》



「〇〇町の〇〇
川の堤防に亀
裂を確認！〇
〇町の方はすぐ
に〇〇方面へ
避難せよ！」

状況を踏まえ、乱用せず、切迫した状況での切り札のように使うことが大切

消防車の緊急走行について

1 緊急自動車の定義

根拠～道路交通法第39条第1項

政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。

政令という文言が2箇所も使われていて解りにくいが、要約すると緊急自動車とは

- ① 公共、公益的な機関の自動車で
- ② 公安委員会の指定等の済んでいるもので
- ③ それぞれの緊急用務を遂行する目的で
- ④ サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけて
- ⑤ 運転中のもの



2 緊急自動車の特例

(1) 右側通行の特例（法39条1項）

車両はすべて左側通行が原則であるが、緊急自動車については、「やむを得ない 必要があるときは、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる」旨を規定して、右側通行の特例を認めている。

(2) 停止義務免除の特例（法39条2項）

車両は、踏切、赤信号などで停止しなければならないが、緊急自動車については「法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない」と規定し、一時停止しないで通行できる特例を認めている。この特例規定は、高速のままノンストップで通行できるものではなく、「この場 合においては、「他の交通に注意して徐行しなければならない」という強い義務がある。「徐行」とは、「直ちに停止できる速度」つまり時速10キロ以下をいう。

(3) 通行禁止道路通行の特例

- ①通行止め ②車両通行止め ③車両進入禁止 ④指定方向外進行禁止
- ⑤自転車専用 ⑥自転車及び歩行者専用 ⑦歩行者専用 ⑧一方通行

(4) 安全地帯、立入り禁止部分進入の特例

(5) キープレフトの原則除外の特例

(6) 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例

(7) 車両通行帯に従わない通行の特例

(8) バス専用通行帯等の通行の特例

(9) 路線バス等優先通行帯通行の特例

(10) 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例

(11) 車両横断禁止標識、転回禁止標識に従わない特例

(12) 進路変更禁止場所での進路変更の特例

(13) 二重追越しの特例

(14) 追越し禁止場所での追越しの特例

(15) 交差点での右左折方法に従わない特例

(16) 進行方向を指定した通行区分に従わない特例



- (17) 横断歩道接近時の減速義務免除の特例
- (18) 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例
- (19) 横断歩道及びその手前30m以内での追抜き禁止除外の特例
- (20) 自転車横断帯及びその手前30m以内での追抜き禁止除外の特例
- (21) 最高速度の特例

ア 高速自動車国道 100キロ

イ 一般道路 80キロ

ウ 速度違反取締り中の緊急自動車は速度無制限

- (22) 交通事故を起こした場合の運転継続の特例

交通事故を起こした車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、「負傷者の救護、危険防止の措置をとり、警察官に報告」しなければならないが、緊急自動車の運転者は、他の乗務員にこれを行わせて、自らはその緊急自動車の運転を続けることができる特例を設けている。この特例は、停止義務まで免除しているものではなく、事故を起こせば必ず運転は停止しなければならない。その後、他に乗務員がいるときは乗務員に救護等の措置と報告をさせ、自らは緊急自動車の運転を続けることができるのであって、単独運転で他の乗務員がいない場合は、自ら全ての措置を行わなければならない。

- (23) 本線車道での横断、転回、後退ができる特例
- (24) 加速車線を通行しないで本線車道に流入できる特例
- (25) 出口に接続する車線又は減速車線を通行しないで流出できる特例
- (26) 座席ベルトの装着義務が免除される特例

緊急自動車の特殊性から定められた除外規定であるが、高速で走行することなどの危険性を考えると、座席ベルトを装着したほうがより安全であろう。

3 緊急自動車運転の基本

緊急自動車運転10則

- (1) 優先権は、必要最小限度に、冷静に使おう。
- (2) 必ず、指定された者が運転しよう。
- (3) 緊急走行時は、事案の性質を考え、道路環境に応じた運転をし、現場到着をいわずに競わないようにしよう。
- (4) よけない車、よけられない車もあることを考え、有利な予測は絶対に避けよう。
- (5) 交差点など危険な場所は一時的停止又は徐行を必ず行い、安全確認しよう。
- (6) 補助者は声を出して安全確認事項を伝達しよう。
- (7) サイレンを聞いて飛び出してくる見物人のあることを考えて運転しよう。
- (8) サイレンが聞こえない人、赤灯が見えない人がいることを考えて運転しよう。
- (9) 走るのは到着後の責務の手段にすぎないことを認識しよう。
- (10) 拡声器、サイレン、小旗等の資機材を活用しよう。

4 まとめ

サイレンの音に自らが興奮して冷静さを失わないでください。他の車両にサイレンの音は聞こえていないことを念頭に、特権意識を捨て、同乗者と連携をとり、交通事故防止に努めてください。

岡崎市では消防団員を募集しています



やる気あふれる新人隊員！！
「レスサーくん」



「すいれい」



「レスキューダー」

OKAZAKI FIRE DEPARTMENT
ORIGINAL CHARACTER SERIES

岡崎市消防団連合会 岡崎市消防本部

消防団に関するお問合せは地元消防団又は消防本部総務課（21-9836）まで